

⑥ 応急修理

住宅の応急修理制度とは、災害のため半壊・半焼などの被害を受け、応急的に修理すれば居住可能となり、かつ、自らの資力では修理できない場合に、自治体が限度額の範囲内で必要最小限の修理を行うものです。

「大規模半壊」「半壊」「半焼」の被害の場合は、約60万円、半壊に準ずる程度の被害の場合は、30万円が限度とされています。費用がそれ以上かかる場合は、自己負担となります。

東日本大震災や熊本地震では、分譲マンションの共有部においても応急修理制度が適用されました。

応急修理と、⑦で説明する応急仮設住宅との併用はできませんので、注意が必要です。



※戸建住宅、マンション等、全ての持家が対象です

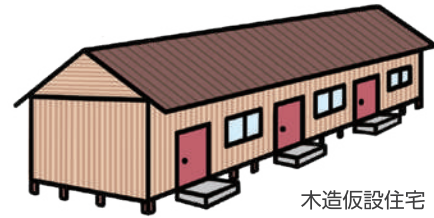


〈行政による支援〉

住宅が被災して自らの資力では住宅を得ることができない人に対して、無償で入居できる仮設住宅が提供されます。法律では、原則として最長2年間供与されるものとされています。

東日本大震災以降は、一定の家賃以下の既存賃貸住宅を、行政が借り上げて、応急仮設住宅として提供する方法も一般化しました。

東京都では、建設型応急住宅を建てる用地が限られていますし、賃貸用の空き家がたくさんあるので、賃貸型応急住宅での対応が多くなる可能性が高いですね。



⑦ 仮住まいの選択肢

都心南部直下地震
(M7.3、冬の夕方、風速8M/秒)

建物被害想定棟数
(全壊・半壊・全焼)

約**40**万棟

首都直下地震等による東京の被害想定
(令和4年5月：東京都防災会議)

応急仮設住宅

2~3割程度

自ら住まいを確保

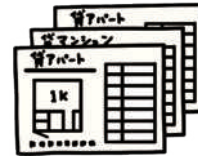
7~8割程度

過去の震災では、全壊・半壊戸数の2~3割分の世帯の応急仮設住宅が提供されました。残り7~8割の世帯は、自ら住まいを確保していることとなります。



〈自ら確保する〉

自力で賃貸住宅を借りる



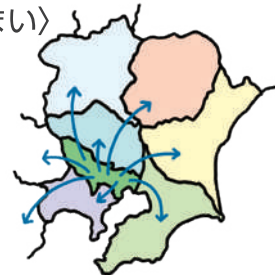
親戚・知人宅



行政による仮設住宅以外の選択肢にはどんなものがあるのですか？

自力で賃貸住宅を借りられるめどのある方は、自ら賃貸住宅の空き家を探して入居する方法があります。

〈広域仮住まい〉



親戚や知人宅に住まわせてもらうことも考えられます。滞在が長期化するとお互いにストレスがたまる場合もあるかもしれません。

それから被災地外に出る「広域仮住まい」も考えられますね。

